

第三章 鎌倉時代の豊岡

第一節 寿永の内乱

「きの崎」と『源平盛衰記』という源氏と平家の争乱をえがいた物語に、次のような話が載っている。徳大寺
いう大庄 実定卿は当然、自分が大将になれるものと信じていたのに、平宗盛が先を越して大将になった
ので、氣落ちして出家しようとまで思いつめていたところ、佐藤兵衛尉近宗という近侍の家来のすすめで、平
家が尊崇している安芸の厳島神社へはるばると参詣した。そのご利益によつてか、やがて左大将に任官するこ
となつた。喜んだ実定卿は、近宗を左衛門尉に昇任させた上、但馬国「きの崎という大庄」を褒美に宛てが
つたという。

同様な話は、『平家物語』にも載っている。この話の方がより詳密であるが、実定卿に入れ智恵した侍は佐
藤近宗ではなく、藤藏人重兼という大夫であると記している。恩賞のことについては、全くふれていらない。

『源平盛衰記』とか『平家物語』というものは普通、軍記物といわれている文学作品であつて歴史書ではな
いから、このように徳大寺実定の家臣の名前が違つてゐるくらいのことは、大した問題ではないとしなければ

ならない。

ところが徳大寺実定が嚴島参詣をしたことについては、両書とも史実とかけ離れている。徳大寺実定が左大將となつたのは安元三年（一一七七）十二月二十七日のことで、嚴島神社参拝は左大將任官後、一年たつた治承三年（一一七九）四月である。

同じように徳大寺実定が、近臣の佐藤近宗に恩賞として宛てがつた「きの崎という大庄」は、『源平盛衰記』の記載による限りでは、あたかも徳大寺家の家領のように見える。

城崎庄については記録的に見て、確実な資料の初見は、文治二年（一一八六）に日吉社（大津市坂本）^{ひよしじ}が、但馬国城崎庄・馬足米を国司が妨げをなすことを訴えている記事である。

馬足米とは、具体的に何を指すものか不明であるが、文治二年といえば、平氏滅亡の翌年のことで、このころ源頼朝はやっさになつて武士政権の足がためをしようとしていたころである。

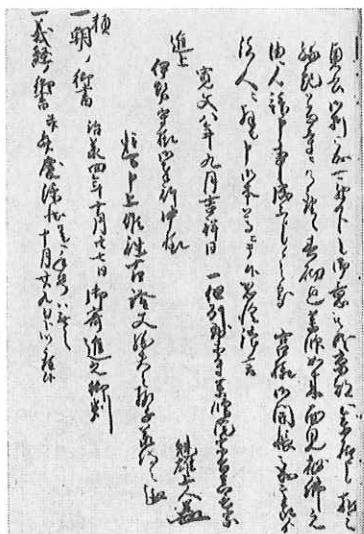
頼朝の威令はこのころ但馬にも及んでいて、隣町の日高町にある日置郷を没収して武藏七党の一つ・児玉党の首領である越生有弘おほこせに知行している。

この時期に城崎庄が日吉神社の庄園として存在し、貢上物を日吉神社へ納入しようとしていたことは、源平争乱の直後には城崎庄は日吉神社とこそ関係はある、徳大寺家と全くかかわりを持つものでなかつたことが知られる。

では、平氏政権が優勢であった平安時代末期には、城崎庄が徳大寺の家領であつたかといえばそれを明記するものはない。それどころか『妙法院文書』によると、もともとは平親範ひらちかのりの家領であつて、伯耆国宇多河庄な

どとともに、日吉神社の毘沙門堂に寄進されたものだという。それでこそ平家滅亡後一年たつた文治二年（一八六）に、日吉社の社司が、日吉社の馬足米を但馬国司によつて横領されたと訴えるわけも理解できる。城崎郷の中に、まず「きの崎」という大庄^{（おほやう）}が平安時代の末ごろ、日吉神社の社領として成立していることを知らねばならない。

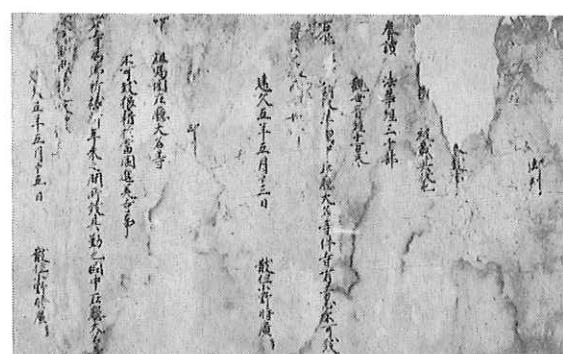
妙楽寺の頼朝・義経書状 源平の争乱のとき、この但馬は戦場にこそならなかつたが、平家の知行国として平経正^{（つねまさ）}が、平氏政権が解体する直前の四ヶ年、但馬守を勤めていた。それで但馬国衙の命令を受けて平家に与^{（くみ）}して、源氏との一戦に出陣した但馬の武士たちもいた。前にふれたように、気多郡日置郷（日高町）の武士もその一人だつたろう。源氏が兵權を握るや、彼の所領は没収され、勲功のあつた関東武士に与えられてゐる。



写78 頼朝・義経の書状の存在を伝えた江戸初期の妙楽寺文書

これに対しても、源平の争乱期に平氏の指令に従わないで、源氏方に味方したと思われるものがある。その一例が、妙楽寺である。

江戸時代の寛文八年（一六六八）に京極氏が、丹後・田辺から豊岡に入部したとき、妙楽寺が提出した書類の中に、治承四年（一一八〇）十月二十七日付の源頼朝の寄進状と、年号は不明だが十月二十九日付の義経の書状および弁慶の添状、さらに元徳二



写79 総追捕使・小野時広が発給した書状

(進美寺文書)

年（一三三〇）十一月二十九日付の持明院殿の祈禱書を所持していたが、これらは紛失してしまっていると書いてある。もし、これが事実だつたとすると、治承四年十月といえば、伊豆に旗上げした頼朝が鎌倉に入つたときで、十月二十日に平氏の軍と富士川で対陣してこれを破り、黄瀬川の陣所で初めて奥州の九郎なる人物、すなわち義経と対面しており当時、頼朝は平家を深追いせずに鎌倉に帰つてるので、京都の平氏政権はまだまだ健在だつた。

この時期に鎌倉の源頼朝の書状が、いち早く但馬の城崎郷の地の妙楽寺に達しているのは、史実という点で疑問がないわけではないが、もし事実とすれば、恐らく源氏の武運長久や戦勝祈願を令したものだらう。

また源義経の書状は、あまり存在しないものであるが、頼朝の寄進状の月日に近接していることや、それに弁慶の遵行状（上司の命令をつたえる公文書）が付してあるというから、先の頼朝の書状と合わせ考えて見ると、妙楽寺が頼朝の指示に従つて、平家討滅の祈祷を行なつたことに対する対して、寺領寄進か安堵を令したような内容のものではなかつたろうか。

弁慶は架空の人物ともいわれているから、多くの疑問が残るにせよ、素直に妙楽寺に頼朝と義経の書状が伝世していたと信じるならば源氏政権の道が、いまだ海とも山ともつかぬ時期に、妙楽寺は但馬のどの寺にもま

して、いち早く鎌倉の方へ強い傾斜を見せていたともいえそうである。

後に関東の祈願寺に指定される進美寺（日高町）が記録の上で、平氏倒伏を祈願するのは文治元年（一一八五）の屋島の戦いのときである。それを命じたのは、小野時広という関東からやって来た武士で、この時に但馬の総追捕使に任じていた。頼朝の力は、このころを境として、この北但馬の地にも、ぐんと伸びてきている。

妙楽寺と朝寿永の内乱期に平氏に与同しつつも、かえって世にときめく機会を持ったと伝えられるのが朝倉倉高清

高清である。

朝倉氏は古代但馬の大族・日下部氏につらなり、朝倉郷（八鹿町）を本貫とするものであった。朝倉が持つ伝承によると、朝倉高清は源平の合戦に平家に味方し、敗れて小代谷に潜んだが到底、身を隠し得ぬと観念して鎌倉に自首して出た。

時に関東地方では、大きな白猪が出没して人畜を害していた。占つて見ると西国の異相の武士なら、この悪獸を退治してくれようという。高清は背丈が六尺余の大男で、おまけに毛深く、熊皮を着衣の代用にしていた。その風貌と着衣の異形に世人は驚いていたが、うつつけの人物と見られ白猪退治を命じられた。

高清は故郷の但馬に帰り、養父明神に参籠し、白猪退治を祈念した。満願の日に養父明神は、一本の鳴鏑矢なりかぶらやを与えた。この矢の功德で白猪をたおし、功によって平家与同の罪を赦され、再び但馬の土を踏むこととなつた。一族の中には、高清の勢を恐れる余り高清を除こうとして、帰国日の日を待ちうけて闇討ちを計つたが、逆に先に養父明神から受けた鳴鏑矢が光を放つて飛び出し、討手を滅してくれて高清は事なきを得た。

養父明神の神徳に報いるため、高清は養父明神の祭礼に百手を射るのに猪を描いて後世の証あかしとし、また養父

神社の傍らに先祖の加護を謝して表米の宮を建てたほか、但馬国中の一庄ごとに堂舎を設け、高清と等身の阿弥陀如来像を安置したといい、城崎郷の場合は妙楽寺があてられたという。

もとより、この伝承をすべて事実と認めるには無理が多い。但馬の一庄ごとに堂舎を建てたという話は、聖武天皇が国分寺を建立された歴史事実を翻案したよう見える。しかし、高清の謡号レニラが妙楽寺殿前但州大守鏑矢景雲大居士だといわれ、妙楽寺の寺号が織り込んであることに注目したい。

この高清にまつわる伝説は、戦国末期に越前守護として、下剋上の典型例に数えられる朝倉氏が持つ先祖に関する所伝である。一たび平家方となつた身が、源氏の世に返り咲くためには、なにか特別の機縁がなければならなかつた。その中で、養父明神の神徳が大いに作用していたが、妙楽寺に等身の阿弥陀如来を寄進するとともに謡号に「妙楽寺」を織り込んでいる点については、妙楽寺の庇護による面も大きかつたに違いない。逆に、この戒名から朝倉の中興の祖・高清の伝説が思いつかれたのかも知れない。

いずれにしても妙楽寺がこの寿永の戦乱期に当たつて、先の頼朝・義経の書状といい、平氏政権と完全に離脱し、関東に対するなまなみならぬ忠誠を披瀝していた態度が、朝倉の始祖伝説の構成の中に、妙楽寺を組み入れる機縁をなしていたものではあるまいか。

また、別の伝承では、後でふれるように高清は、この時代に朝倉の血統が絶えるのを恐れ、嫡子・高春を奈佐谷の豪族・奈佐氏の所に送り込んだともいう。さらには、高清の妻は氣比の出身だともいわれている。戦国大名・朝倉氏の始祖・高清にまつわる話は、その本貫地・養父郡よりは豊岡市域の方が濃厚であった。

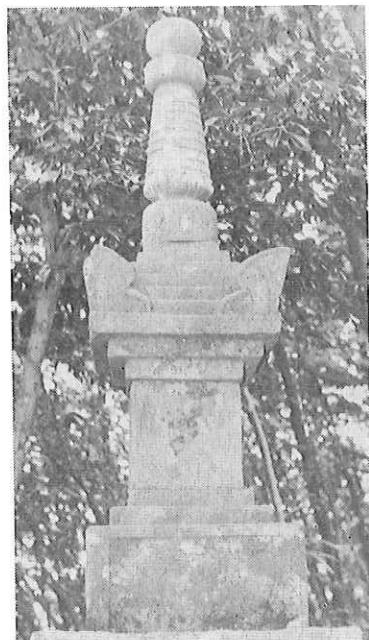
越中次郎兵 朝倉高清の妻は、氣比權守・道広の妹だという。道広は平家の落人・越中次郎兵衛盛継をかくま
衛盛継
つた人である。

さて『吾妻鏡』によると、建久四年（一一九三）に「平家与党越中次郎兵衛盛継以下、近国に隠れ居るとの風
聞あり。早々追討すべきの間、兵衛尉基清に仰せらる」とある。越中氏は、もともと平清盛の一族であり、兵
衛尉基清は後藤基清といった鎌倉武士で当時、派遣されて京都の守護に任じていた武士の一人である。京都在
住が長期間にわたるため京都の宮廷と深い接近を保ち、承久の乱には、鎌倉武士でありながら宮方について、
乱後そのために斬られている。

後藤基清に与えられた越中盛継の討伐指令は、源頼朝が征夷大將軍となり鎌倉に幕府を開いてから八ヶ月後
のことだが、平氏滅亡時から数えれば九年目に当たる。越中盛継は源氏の天下のさなかに一〇年近い年月、よ
くも隠れ通したものであつた。盛継が捕えられて断罪される次第を、『平家物語』は次のように記している。

盛継は但馬国へ落ちて氣比四郎道広の辻になっていた。道広は越中次郎兵衛とは気づいていなかつたが、夜
になれば道広が馬を引き出して馳せ引いたり、海の底を十四、五町も潜つたりしていたので、地頭・守護たち
は怪しんでいた。この噂が鎌倉に伝わり、但馬国の住人・朝倉太郎大夫高清に盛継を召し取れとの御教書みきょうしょが下
つた。道広は朝倉高清の義兄であったから、高清は道広を呼びよせて謀議をこらし、浴室で捕えることにして
二、三〇人ばかりで召し取り、鎌倉に突き出した。

頼朝の前に引き出された盛継は、「いかに汝は、平家の古い一族だそうなのに、なぜ死ななかつたのか」と
問われ、「あまりにも平家がもろく亡んだために、ひょっとしたら、あなた（頼朝）を討てるかと思つて、す



写80 越中次郎兵衛盛継供養塔と伝える宝篋印塔
高さ 145 cm (氣比・白山神社)

きを狙つていた。頼朝を討つために、太刀の身のよきをも、征矢のやじりのかねのよきをも、こしらえて持つてはいたが、運命が尽きた今、何も申すことはない」と答え返した。頼朝は、「志は感心だ、私（頼朝）を頼りにするなら、助命して使つてやろうと思うが、どうだ」と言葉を切り返すと、「勇士は二主に仕えるものではない。盛継ほどの者に心を許されても、きっと後悔されるときがありましよう。早く首をはねられたい」と申し立てたので、頼朝は、鎌倉の南の海岸・由井の浜に引き出して斬罪に処したという。

『平家物語』は、もともと琵琶法師の語つた語り物であつたが、読むための増補本がいくつか伝世している。先に「きの崎という大庄」の中に取り上げた、『源平盛衰記』もその一つである。

『長門本・平家物語』の中にも盛次（継）捕縛の条が立てられ、先の引用とほとんど同趣旨のことを記載しているが、細部では異なる。例えは盛継逮捕の指令は、後藤基清に下つたものではなく、氣比權守・道広へ、じきじき伝達されたように記しているし、道広は、たまたま大番で京都に在住しているために、自身は盛継を召し取りのため下向せずに、妹聟の朝倉高清や家人を気比に差し向けたとしている。

こうして見ると越中盛継と朝倉高清は、かつてはともに平家に属して源氏と戦いながら、一たび平家が亡び、



写81 平家落人伝承のある伊賀谷集落

源氏の世になると捕われの身となり、その後の身の処し方に大きな相違を見せて いる。

『平家物語』は、あくまでも物語であって、史料としては良質のものといえないが、そこには、何か核となる人物なり事件が存在していたことだろう。そこに氣比權守・道広が、但馬の源氏方の武士として描かれていることや、道広の妹聟が朝倉高清だと記してあることの背後には、この源平争乱期に、平家の知行国であるこの但馬において、そのすべてが平家の方であったのではなく、城崎郡の海岸部には平家に与同しなかつた武士団が存在していたことを示している。

平家落人と敗れた平家の与党が住みついたという平家落人伝説を伝え伊賀谷の土地が、この但馬にはたくさんある。大屋町の横行、竹野町の川南谷・三原・宇日・田久日、香住町の御崎・上計・無南垣・畑・土生、それに豊岡市の伊賀谷などが、それである。いずれも山峠の奥まつた所か、陸路と遮断されて、わずかに溪流の岸を辿ったり、海上交通によつてのみ日達せられる地域であった。中には、高名な平家武士団との所縁を語る所もある。その一例は、香住町の御崎と畑で、ともに平家の侍大将・伊賀平内左衛門を祖と仰いでいる。伊賀平内左衛門は平家の郎党といううちにも、平家の一門であった。御崎の伊賀氏と畑の伊賀氏とは、先祖が壇の浦から日本海を漂流し、御崎と畑に定着する次第については、異なる伝承を持つっている。豊岡の伊賀谷に入り込んだ平家の武士団は、香住町・畑に

居ついたと伝える伊賀氏の郎党が、さらに奥地を求めてやつて來たもので、主と仰ぐ伊賀氏の名に因んで、この谷を伊賀谷と名付けたものといい、その郎党の姓は橋本・滝本・武田・中西・平田だともいっている。彼らが住みついた場所は、伊賀谷の中では最奥部の平原状の地帯で、四周とは隔絶した所であったという。平家の落武者の系をひくとの所伝をもつてゐる人の中には、この平原部に落下する滝の近くに居所を求めたところから、姓を滝本と変えたというものもある。

さて、伊賀谷を出て江野で大浜川と合流するまでの伊賀谷川は古来、菜川といつていた。

上流から菜類を洗つたと見られる菜の屑が流下して出るのを、江野あたりの人が気づき、この奥に住む人があるらしいと気づいて菜川と名付けたという。潜伏していた人びとは山を越えて土生（香住町）に入り、そこの阿波民部大夫を頼つて暫く情勢をうかがい、ほどぼりがさめてから、再び伊賀谷に戻つて來たともいつている。

現在の伊賀谷は後になつて、この高地に住んだ落人たちが下りてきて開いたものという。

第一節 雅成親王

雅成親王の配流地 鎌倉幕府の成立で打撃を受けた京都の公家勢力は源頼朝の死後、幕府の情勢を非と見て、後鳥羽上皇を中心として承久三年（一二二一）に討幕の挙に出たが、情勢の分析が甘く鎌倉武士団の反撃を受けて大敗する。これが承久の変で、後鳥羽上皇は隠岐へ遠流となり、第三皇子・雅成親王は但馬国へ配

流となつた。

雅成親王の配流地については、当時の文書が、「但馬国下向」「遷御但馬国」「行啓但馬国」「遷座但馬国」と記すのみで、但馬国のいずれの地であるか明記していないが、ただ一つ、慈光寺本の『承久記』だけは「但馬ノ室ノ朝倉ニ流シマイラス」と明瞭に場所を注している。

出石郡には、室野郷という郷があるが、その中に朝倉という地名は伝わっていない。八鹿町の中に朝倉郷があり、日高町には浅倉があるが、ともに「室」とは言つていない。但馬の国衙には地理的に近く、この国衙付近に守護所が設置されていたのだから、但馬守護の監視の目が届きやすい地点といえば、円山川の沿岸のどこかが「室の朝倉」であろう。伝承の上で雅成親王の配流地と、根強く考えられているのが豊岡市域の五荘地区の高屋である。

ここには黒木御所地と伝える所があり、雅成親王の陵墓も、ここに治定されている。

『兵庫県史』では、初め朝倉に、のち高屋に移されたものだらうとの折衷説をたてている。

時代は下る史料であるが『蔭涼軒日録』^{おんりょうけん}によると、木崎城（現在の神武山であろう）を攻囲している垣屋の陣所は、室野という所で美酒の在所だと記しているから、木崎城の近くに、中世の終わりのころ室野と呼ばれた地があつたことだけは確かだし、この地は現在の正法寺付近と推定してよい所で、雅成親王の配流地と伝承する高屋とは至近の地である。

こうして見ると、「室野」という土地は円山川水系沿いの八鹿町や日高町のアサクラの地ではなくて、城崎郡城崎郷の中に「室野」と呼ばれる地域があり、その中に朝倉という小地域があつたわけである。

長講堂領・後鳥羽上皇が直接、間接、管理し、討幕の資金源となつた莫大な皇室領の中で、特に重要なものは
城崎庄・は八条女院領と長講堂領である。

八条女院領の中核となるのは、安楽寿院領で、但馬には二ヶ所ある。これに對して長講堂領というのは、後白河法皇が六条殿内に設けられた持仏堂である長講堂の所領で、皇室関係の所領の中で最大のものといわれ、寄進された庄園は一八〇に及ぶという。

『但馬国太田文』によると、朝来庄・城崎庄・新田庄・久斗庄・大庭庄・小代庄・菟東庄・七美庄が長講堂領として挙げられているが、それを溯る建久二年（一一九一）の長講堂の所領注文によると菟東小代庄・朝来

竹田庄・久斗庄・大庭庄・木前庄・善住寺の他に、御紙田の名も見える。

この中で朝来竹田庄は、朝来庄と竹田庄が併称されたようである。新田庄は、いうまでもなく新田郷が庄園化したもので、市域の新田地区一帯に該当する。木前庄は城崎庄のことであり、城崎郷が庄園化したもので、現在の豊岡市域の中心部一帯地域である。

長講堂に寄せられた、この但馬の庄園を通じて氣づくことは、朝来郷朝来庄・城崎郷城崎庄・七美郷七美庄のように郡・郷名と庄園名が一致している所領が存在していることである。これは郷が庄園化したためで、郡内で最も早くから開け、有力者が存在していたと考えてよい中心地帯が、重点的に長講堂領に繰り入れられていることを示している。

この長講堂領が、後白河法皇から皇女の宣陽門院観子に渡り、城崎庄も新田庄も、宣陽門院の所領にくらがえされた。

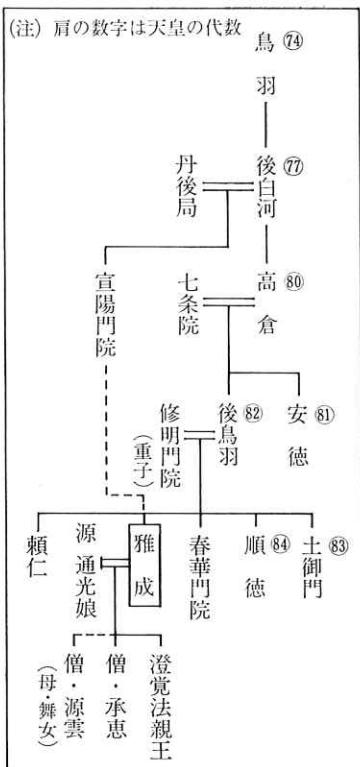


表20 雅成親王略系図

雅成親王略譜
親王は、正治二年
(一一〇〇)九月十

一日の誕生で、同年十月八日の御行始は春日京極第を出て、上皇の二条東洞院で行なわれた。帰りは宣陽門院の六条邸であった。それはこの儀式のあと、宣陽門院の養子となることが決定していたためである。元久二年(一一〇五)

城崎庄は、近江の日吉神社を領家と仰いでいて、日吉神社の毘沙門堂に服属していたが、建久二年(一一九一)には長講堂領に繰り入れられており、宣陽門院の院庁に移管されているので、建保元年(一一一三)に明禪清邸が毘沙門堂の護法寺院になったのも、宣陽門院庁の指示によるものであつたし、翌・建保二年(一一一四)に毘沙門堂明禪が城崎庄の管理人になることを、宣陽門院庁が承認したりしているのである。

長講堂領を中心とする、この広大な宣陽門院領の管理権を手に入れようと、後鳥羽上皇は第三皇子・雅成親王を宣陽門院の養子に送り込んでいる。だから、城崎庄は長講堂領である一面、宣陽門院に所属している庄園で、この宣陽門院は雅成親王の養母という関係になる。城崎庄は、このように雅成親王に深くかかわりのある庄園だったことから、雅成親王の但馬国における配流先として選定されたものであろう。

親王宣下、承元二年（一二〇八）読書始め、建暦二年（一二一〇）元服、この日、三品に叙せらる。建保元年（一二一三）に権大納言・源通光の女を納れる。承久元年（一二一九）に幕府は政所執事・藤原行光を京都に遣わして、後鳥羽上皇の二皇子、雅成・頼仁のうち一人を將軍となさんことを奏請したが、後鳥羽上皇は許可しなかつた。承久三年七月二十四日、承久の兵乱に坐し、但馬に配流されたのである。

但馬の雅成 承久の兵乱のあと、北条氏に軟禁されていた雅成親王は、承久三年（一二一三）七月二十四日、親王配所への一步を踏み出した。桂川から輿に移り、但馬へ向かつた。殿上人や女房三、四人が供をした。幕府は承久の乱の勲功の賞として但馬の守護職に新任した法橋昌明に親王の守護を命じているが、実際に親王を預つた武士は、守護代・長九郎義泰であつて、側近に侍し警固役を勤めたのは、長井治郎・田結庄三郎だったという伝承がある。豊岡市域には、永井という大字があるし、田結郷（港地区）に成立した庄園・田結庄からは、後でも触れるが太田氏の一族かと思われる田結庄という豪族が成長し、戦国時代のころには但馬守護・山名氏の四天王の一人に数えられている。また、長氏は養父郡に所縁のある武士で、神美地区の穴見谷に広大な所領をもつ大江氏とは濃い親族関係をもち、南北朝時代には一時期、但馬守護になるほどの大族である。

これらのことからして、在地の武士団が鋭い監視の目を注いでいたことが察せられる。

親王は、嘉禄二年（一二二六）に配所で出家した。配流後、五ヶ年目である。九月の二日とも、十月二日とも、六月二十一日ともいう。この年、藤原定家は私日記である『明月記』の十月十一日の条に「諸人の浮説だが、六条宮が出家し、黒衣を着し、大檜笠をつけて逃げだそうとするのを見て、武士が押し込んだ。出家とい



写82 黒木御所跡の碑（高屋地区）

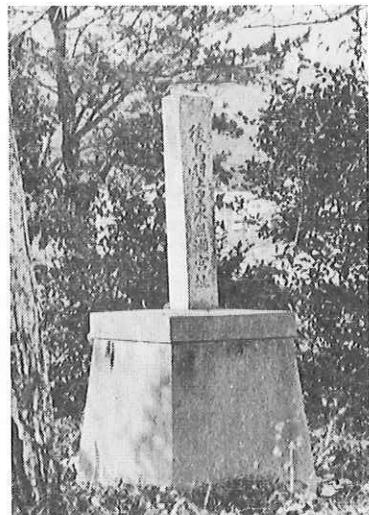
うのは、脱出のための方便だつたらしい」と記している。親王が十三歳の時、元服の儀がとり行なわれたが、顔かたちは優美、進退は神妙、上古に恥じないものと、衆人が感歎したといわれる。他面、後鳥羽上皇の厳訓を受けて、弓馬・水泳・角力を好む面もあつた。

今や二七歳の親王をして、配所脱走を決意せしめたものは、このような、好武の気性の血がなさしめたものであろう。

黒色の僧衣は、このころ念佛宗の表示であった。当時の念佛宗は、きびしい弾圧を受けていた。親王の脱出行の失敗は、念佛宗をさらに強く締めつけることとなり、六波羅では京都で黒衣の僧が徘徊するのを禁止している。

親王、京都
へ移座
王は仁治三年（一二四二）から、寛元
三年（一二四五）の四ヶ年の間は、確實に京都に在
住していたことが知られる。

『平戸記』はもともとは長大なものであつたが、
現存するのは、とびとびの五ヶ年分だけである。もし『平戸記』の全文が残つていれば、親王の動静は
さらに詳しく知られ、京都在住の確実な期間なり、
京都移座の理由が判明しよう。



写83 水無瀬離宮跡（大阪府島本町）
鎌倉幕府によって、ここに後鳥羽上皇の御影堂が建てられていた。
(島本町役場・提供)

親王は但馬の配所で、失意の日だけを送つていたのではなく、少なくとも、三〇歳代の後半から四〇歳代の前半にかけては、京都で母の修明門院と一緒に暮らし、都大路を大手を振つて歩いていたのである。

幕府は、承久の乱の処分については冷酷な手段をとり、後鳥羽上皇を隠岐へ流し、再び都の土を踏ませなかつた。

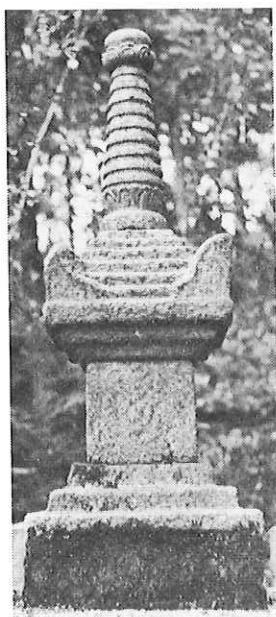
このため、また、後鳥羽上皇の怨念を慰めねばならず、後鳥羽上皇の旧離宮・水無瀬殿に御影堂を設け、菩提を弔つてゐる。

こうした思いから贖罪(しよさい)のために、後鳥羽上皇の皇子である雅成親王に対して、特別措置として京都への帰還を許したものではあるまいか。

二〇歳代の後半、配所から脱走を試みて失敗した親王は、父の後鳥羽上皇の崩御を契機に、宥免の扱いを受けることとなつたものか。

親王、再び 雅成親王がなくなつたのは、建長七年（一二二五五）二月十日である。行年、五五歳。その場所を配所へ

当時の史書はすべて「但馬国で入滅」とか「配所で薨す」とか記載しているから、一たび許されて京都へ戻つた親王は、再び但馬に配流されたものと解さねばならない。



写84 雅成親王の供養塔
(高屋地区)

宝治元年（一二四七）に鎌倉で、ひと合戦が持ち上がり、執権・北条氏の專制体制が確立するが、この関東の騒動に関連して閔白・九条道家は氏神・春日神社に起請文を捧げて、「私が六条宮雅成親王を皇位につけ奉らんとするとか、あるいは関東の陰謀に関係しているなどのがあれば、立ち所に神罰を蒙るであろう」といい、身の潔白を訴えているが、京都の人たちの間では鎌倉幕府の内部が動揺すれば、政権を回復するよい機会と見られ、そのときには、北条によつて政権の座を追われた後鳥羽上皇の皇統が当然、その地位にあつてよいとの考えが潜在していた。

九条道家自身は、六条宮即位推戴の考えを持ち合わせていなかつたとしても、当時の京都では、もし後鳥羽上皇の皇統が復活するとすれば、後鳥羽上皇の皇子で土御門・順徳・仲恭の三天皇はすでに崩じ、ただひとり六条宮雅成親王が残つてゐるのだから、その登極を期待する風潮が醸成されていたことだらう。こうなると、京都における雅成親王の立場は、台風の目のような、不気味な存在として、鎌倉幕府に映じてくる。

後鳥羽上皇の怨靈を恐れるあまり、雅成親王を好意的に処遇することが、かえつて幕府にとつては命とりにもなりかねないので、再び、配所で静かに余生を過ごしてもらおうといふ事態になつたのであるまいか。

明治初年の「豊岡藩庁」の記録によると、

「高屋の村では從来、三月十五日を親王の祭日としていたが近時、三月十一日に改めている」と見え、また、村人は親王の行宮あんぐうを黒木御所と唱えており、ここから享保年中（一七一六～三六）二体の仏像が出土したとも記してある。

雅成親王の教養に富み才名の誉れは天下に遍あまわと賞賛していた。

琵琶の秘伝も受けていた。

何といつても、配所の高屋で、配流の身として軟禁に近い生活を送ったことは、九重の奥深く生活していた昨日までの晴れやかさとは、大きな境遇の変化であつた。

親王は、灰色の環境の底に流れる寂寥感せきりょうかんを慰めるために、淨土の法門を叩いている。当時の著名な高僧について、念佛の奥義に関する疑問をなげかけ、解答を得てもらいる。時には「不淨の時の称名のこと、いかように用意すべき」と申し入れている。つまり、最も不淨な場所である便所の中でも、南無阿弥陀仏と称えることは許されるかと問うている。

親王と同年代の人物に日本の曹洞禪の開祖・道元がいる。道元は「廁の禪」を強調し、只管打座、自己の悟りを強調している。これにくらべれば親王の「不淨の称名」といったものなどは、全く教儀を觀念的に取り扱つた、知的な遊戯ともいえよう。つまり、流罪とはいえ、その配所の場所は養母・宣陽門院にゆかりの庄園の地の中である。

庄園に課せられた諸役を通じて、京都に出かけることが多かった農民たちは、ここに迎えた京都の貴種の人



写85 日高町松岡の“ばば焼祭”
(日高町教育委員会・提供)

に対して、素朴な敬意と愛着をもって接していたことだろうから、それだけに環境に大きな変化があるにもかかわらず、浄土の法義に傾倒つつも、つきつめた自己否定の回心は見られない。自己を悲劇の渦中の人物に設定した、ひとりよがりの面が強い。

雅成親王の歌を四首かかげる。

虫の鳴くをききて

かべに生ふる草の中なるきりぎりすいつまで露の身をやどすらむ(『続古今集』)

寄風述懐といへる心を

露の身のおき所こそなかりけれ野にも山にも秋風ぞ吹く(『新後撰集』)

旅心を

旅人の草の枕と白露といずれゆうべにまず結ぶらむ(『続後撰集』)

水辺の寒月といふことを

石ばしる滝つ山川はやき瀬に

こぼれる月の影ぞくだくる(『新続古今集』)

伝説上の雅 史実の中の雅成親王のほかに、伝説の中
成親王 に生きる親王の姿を取り上げて見よう。

親王に関する伝説が、濃厚に伝承しているのは、気
多郡(日高町)の地域で、次のように語られている。

① ばば焼

昔、雅成親王が但馬に配流になったとき、妃の幸姫が夫君の跡を慕つて、懷妊の身にもかかわらず、三〇余里の道程を歩み続けて、氣多郡松岡村の里まで辿りつかれた。このとき妃は急に産気づかれて、王子を分娩されたが、非常に苦しみが打ち続く中で、妃は侍女をある農家に立ち寄らせて、背の君の配所までの道のりを聞かせたところ、その家の老婆は意地悪く「配所の高屋までは、九日通る九日市、一〇日通る豊岡、その先は人を取る一日市で、合わせて二〇日はかかりましょう」といったので、これを聞かれた妃は泣き崩れて、「これ以上、三日も歩めば気力は尽きてしまうのに、二〇日もまだ歩けとは到底、生きる望みはありません」と申されて、生まれたばかりの王子を石の上に寝させ、せめて守袋を王子の身許に添え遣わされた上で、「死後、南風になつて高屋に達しましようぞ」といわれて、蓼川たけに入水され、侍女もこれに従つた。この事を聞き知つた村の若者は、この老婆を火あぶりにした。この後、毎年このころになると妃の靈を慰めるため、妃の靈を産土神として十二所神社（松岡宇宮ノ後に鎮座）に祀つたという。神社の前にはその時の身投石があつたといわれている。

② 山崎三郎右衛門と薬師仏

このころ、上ノ郷の住人で、山崎三郎右衛門という人が、子供のないのを憂え是非、後嗣が得られるようになると大岡山の薬師仏に願をかけてお祈りしていたところ、夢中に靈感に接し、急ぎ大岡山よりの帰路、ふと赤児の泣き声が耳に入ったので、その声を探しあて、一〇歩ばかり歩むと、石上に寝かされている赤児が目についた。よく見ると紅梅の衣裳を産衣にして、その脇に綾羅の守袋が添えてあつた。三郎右衛門は、これこそ薬師仏

から授った子供であると考え、大事に抱き帰って養育した。この赤児は、さきに入水された妃の王子であった。

王子は成長するとともに、非常に賢明さを發揮したが一時、高屋の本井氏に養育され、その後、光妙寺の僧・円空について得度出家し、淨円と号したという。

③ 雅成親王と薬師仏

『八代村史』によると、雅成親王が瘡かさを患つて、大岡山の薬師に祈られたところ、夢中に「村雨はただ一時のものぞかし、その簾笠をそこにぬぎおけ」とお告げがあり、そのとおりにすると病いはたちまち癒え、カサブタの落ちた所を「かさぶた峠」という。

また異説として、親王が瘡を患われて、大岡山の諸薬師の靈験の高いことを聞かれて、十七日間、参籠された。しかし瘡の病気が本復しないので、お帰りになる道すがら「南無薬師諸病悉除の願たてて、身よりの仏の名こそ惜しけれ」と口ずさまれたところ、薬師仏が「村雨はただ一時のものぞかし、己が簾笠そこにぬぎおけ」と返歌をすると、親王の瘡の瘡かさは、たちまちおちて、親王は平癒されたといい、今にこの道を「瘡の瘡峠」という。

この親王と薬師の問答の仏詣の話は、『校補但馬考』では、白河院と薬師との間にかわされた問答歌となつてゐる。

さて、「ばば焼」の伝承は、意地の悪い老婆を火あぶりにすることで、若い玉の緒を自ら絶つた都の高貴の女性になり代わって、復讐する物語のように語られているが、「御柱松」を燃やす火祭の行事は、この松岡だけの特殊行事ではなく、最近まで付近の上ノ郷・府市場・土居・芝の各地でも行なわれ、この地方の農村慣行

行事であり、その燃え方によって、その年の吉凶を占うことであつた。

それで「ばば焼松」の伝承の中から、民俗祭儀にかかる柱松の火祭りの項を取り去つて見ると、「ばば焼」の話は山崎三郎右衛門が子供を授かる話と無理なくびつたりと符合する。いわば「ばば焼松」の話は、山崎三郎右衛門が大岡寺の薬師仏の靈験を受けるための伏線的な素材となつてゐる。

重点は、子宝に恵まれたい一農民が、いかにして貴種の血をひく幼童を養う身分になつたかということで、それは大岡寺の本尊をひとえに頼みまいらせた功徳によるものと強調することであつた。また「かさぶた峠」の伝承は、明瞭に大岡寺の本尊の功徳を物語るものであつた。

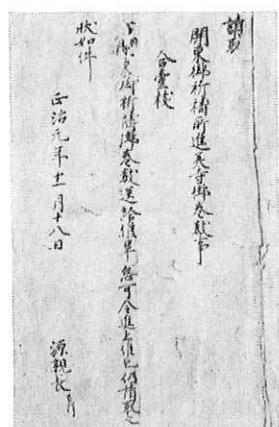
こうして見ると、氣多郡の地で語られる雅成伝説といふのは、実は大岡寺の本尊である薬師如来の靈験を語るについて、その脇役として雅成親王の名前が、引き合いに出されているだけのものだつた。

極論すれば、それは必ずしも雅成親王という高貴な方でなければならぬといふものではなく、実は誰であつても良かつたのである。農民に薬師の仏縁話を伝えるとき、都の高名なお方の悲運でありさえすれば、その演出効果が、さらに顕著になるだろうと期待され、それならば承久の変の犠牲者の雅成親王が、たまたま近くの高屋の地に配流されて来られたという、紛れもない歴史事実が思い出されて、雅成親王の行跡として語られたものであり、この話を語りかけたのは実は、大岡寺に関係する僧侶の側からであつた。文字についての素養を全く欠いている農民に、薬師如來の有難さを端的に伝えようとすれば、貴い薄幸の人の事蹟を手がかりに、このような口承伝説として説きたてて耳から理解させねばならなかつたものである。

第三節 豊岡市域内の城崎郡の御家人

城崎郡の武士の盛衰まで但馬守護であったのは、安達親長(ちかなか)である。安達氏はもともと源頼朝の挙兵以来の歴とした関東武士で、親長は安達源三といい、後に左衛門尉に任じて源三左衛門尉といわれ、建久八年（一一九七）に但馬守護に任じていた。

元久（一二〇四～一〇六）のころからは、先に越中盛継に関連してふれておいた後藤基清や佐々木広綱らとともに京都の守護に任じていた。このため、京都の宮廷と接近し過ぎ、承久の変では鎌倉武士でありながら宮方に投じ、宮方の敗退とともに斬られてしまうが、このとき守護の安達親長の下知に応じて官兵となり、京都の合戦に参加したり、あるいは但馬の鎌倉方与同の武士を攻めた但馬の武士も多かつたに違いない。乱後、彼らの所領はすべて没収された。鎌倉幕府は軍事行動に貢献した武士たちを、その代わりとして、この没収地に



写86 正治元年（1199）に但馬國守護・源（安達）親長御祈禱卷
数請取状
(日高町・進美寺蔵)

送り込み、地頭に任じた。彼らはすべて関東の御家人で、その武士団は、関東下り衆とも呼ばれている。このように、新補された地頭が居ついている土地は、もともとは承久の変に京都方に味方した武士の所領であ

つたといえる。また、但馬の武士の中で乱後も自己の所領をもちつづけたり、鎌倉幕府の御家人に選任された、いわゆる国御家人は、承久の変で但馬守護・安達親長の指揮下に入らずに鎌倉幕府に味方したため恩賞として従来、保持していた土地は、そのまま伝領として認められたり、所領を加えられたものであろう。

この但馬の地には、古代新羅の国の王子・天日槍が来帰したとの伝承があったが、その後は異郷の人人が流入し、土着したとの記録がない。ここにはるばる関東の地から、有勢の武士が数多く但馬に入り込み、但馬に古くから住みついていた土豪にとつて代わっている。

承久三年（一二二二）閏十月九日付の陸奥守・北条義時の書状によれば、田結庄の濫らん妨停止の旨を伝えていい。承久の兵乱では兵糧米として一律に反別三升の徵集せいしゆが行なわれたが、これはあくまでも臨時のもので、恐らく田結庄の地には宮方に投じた武士がいたため、幕府が没収処分にしていた土地であろうか。勝った関東方は、戦勝者の特権のように無法の徵發を続けていたのである。

一方、但馬の土豪の中でも、時を得たものの数は多かつた。

関東御家人 いわゆる関東下り衆の配置は次表のとおりである。

の配置

円山川水系の中でも、朝来郡・養父郡・気多郡にわたる本流部の各所には、幕府の直轄領である関東御領が配置されているが、豊岡市域一帯では関東御領が全く存在していない。これに対して特徴的なことは、円山川本流水系ぞいの下鶴井庄（田鶴野地区）や、海岸部の氣比庄（港地区）に、太田氏の名前が見えることである。太田氏は承久の兵乱のあとに但馬守護となつた大族で、城崎郡は出石郡と並んで但馬守護領の濃密地帶となつてゐる。

表21 御家人配置表

郡	郷 庄 園 名	面積	職名	御 家 人 名
氣 多 郡	下 賀 陽 郷	59町		
	上 村	27	地頭	河越修理亮跡
	下 村	27	"	野元孫三郎
	上 賀 陽 庄	17		
	南 方		"	小林三郎入道
	北 方		"	小林三郎次郎真重（興重）
	穴 美 郷	76	"	大江氏 出石三郎信政嫡女 長右衛門四郎長連妻女
	次 女 分	3		安芸之助光直後家
	三 女 分	3		治田小太郎入道願西妻女
	四 女 分	2		大内庄預所 佐渡入道禪海妻女
出 石 郡	成 支 名	8		信政次男孫三郎左衛門尉政光
	安 富 名	7		三男孫三郎信繼
	成 支 名	5		四男五郎信長
	福 成 名	3		水谷社
	小 田 井 社	31	"	新藤五郎三郎盛綱
	城 崎 庄	74	"	南部太郎次郎入道行蓮
	新 田 庄	164	"	肥後三郎兵衛尉為重跡
	地頭方一分	24	"	肥後三郎兵衛尉為重女子 周防守妻女
	" 方二分	17	"	甲斐入道為連後家尼四億
	" 方三分	17	"	為重女子伊賀局
城 崎 郡	公 文 分	24		伊藤三郎左衛門入道
	大 浜 庄	36	"	河越太郎藏人重氏
	下 鶴 井 庄	26	公文	太田左太郎政頼
	氣 比 庄	50	地頭	太田太郎左衛門尉政綱跡
	氣 比 村	34	"	太田左衛門太郎政頼
	上 山 村	6	"	藤藏人重直
	立 野 村	11	"	太田左衛門次郎政員
	本 庄 村	6	"	太田左衛門三郎政光
	相 搏 保	39	"	蛭河左衛門尉
	得 次 保	14	"	西條十郎太郎
田 結 郷	田 結 郷	3	"	平井小太郎入道
	溫 泉 寺	0.9	国別当	教連
	小 社	0.7	国神主	主祝下次官資経
	公 文 紿	0.3	地頭	下野三郎頼泰 同舎弟江五郎太郎政経
	田 結 庄	80	"	安芸左近藏人重近女子

賀陽地区の下加陽上村の地頭・河越修理亮は、『吾妻鏡』に出てくる武藏の御家人河越重資らしい。彼は建長三年（一二五二）に武藏国総檢校職に任じた。下村の地頭・野元孫三郎は武藏国比企郡野本邑より起こった御家人・野本氏の一族らしい。上賀陽庄の南方地頭・小林三郎入道は『吾妻鏡』に出る小林三郎である。北方地頭の小林三郎興重は直重とも三郎次郎真重とも記され、はつきりした名前は分からぬが、この二人の地頭は上野国緑野郡の小林邑から起きた小林氏の一族であろう。高山党の一員に数えられている。

穴美谷の穴美郷の地頭は、大門氏とあるほか大江氏とか、大内氏とか記したものがあつて一定しないが、地頭の名前にづけて出石三郎信政嫡女長右衛門四郎長連妻と記してあるから出石信政の長女の姓は、大門、大江、大内の三姓の中の一つを、はつきりしないながらも称していたことであろう。もし大江姓だとすると、その父の出石信政も大江氏だと見なければならない。出石を姓としているのは、その居住地の地名を名乗つているだけのことである。

大江氏は歴とした関東御家人で、その祖・大江広元は鎌倉幕府の開幕に力あつた人である。広元の姉妹の子に重清というものがあり、広元の養子となつてゐる。その孫の水谷清有は六波羅の評定衆であつた。養父所在の預所・地頭・神主となつてゐる。出石信政が大江姓を名乗るものとすれば、この大族・水谷氏と同族ということになる。

出石信政はまた、出石郷の地頭でもあつた。出石郷の中には但馬一宮である出石神社が鎮座している。その所縁もあつて、出石郷の中に出石神社の神戸郷が成立した。つまり出石郷と神戸郷はもともと一体の地域であり、出石神社の神郷だったと見なければならない地である。この神戸郷の地頭には、太田政直が任命されてい

た。

さてこの出石郷・神戸郷に幕府が大江と太田の両名の地頭を送り込むについては、随分と無理があつたらし。この両郷はもともとは蓮華王院領であったが何らかの事由で、領主関係が白川三位家に変更になつてゐる。白川三位家とは恐らく神祇伯を世襲しつづけている白川家のことであらうから、出石神社がこの神祇祭祀長官家と領主関係を持つことは十分にありうることであり、所領移転の手続きが、法的に見て正しい条件で行なわれていたらしい。にもかかわらず鎌倉幕府は、両名の地頭を強引に任命したのだから、白川三位家の方では自分の側に理がある事を申し立てたので、幕府は地頭任命の非を認め、二人の地頭をやめさせている。この裁決までには、相当の時間がかかつたものか、出石信政の次男・孫三郎政光や太田政直の子の時代に至つてゐる。

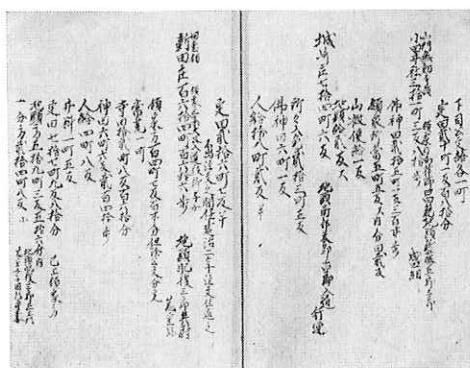
しかし大江・太田の両地頭にして見れば折角、手に入れた地頭職を一片の判決文で取り上げられてしまつたのだから、すんなりと承服できないのも無理はない。太田政直の子どもは鬱訴を申し立てているし、大江政光については「諸に死す」と記載されていることを見ると、恐らく裁決の場に力を注ぎ過ぎたあまりの過労で、死亡したかとも思われる。

こうして見ると大江氏は、出石郷に関する権利をすべて失つたとはいゝ、穴美郷についての権利は手元にしつかりと握つていて、これを自己の子孫、四男・四女に分配している。長男の分については記載が全くない。また福成名が水谷社に付せられているが、水谷社は養父神社のことと、すでに水谷清有が地頭として任命されているところから、同族のよしみで寄進したものであらう。

なお、長女は長長連に、次女は安芸之助光直に、三女は治田頼西に、四女は佐渡禪海に、それぞれ入嫁して

いる。長氏は、能登の國の御家人の一族と思われる人である。治田氏は、沼田のことであろう。それというのは、『但馬国太田文』では氣多郷の円山別宮の地頭を沼田願西と記載する一方で、「狭沼郷」のことを「狭治郷」とも記しているから書き写しに当たって、「治」を「沼」と取り違えている可能性がある。それで治田願西のことが沼田願西であるとしたら沼田姓は、中世には中国・九州でも見られるが、何といつても東国に多い姓名だから関東御家人と見てよい。佐渡禪海は美濃源氏の一族に佐渡氏があるが、この佐渡氏は『吾妻鏡』に頻出する、藤原基綱の系の佐渡氏であろう。藤原基綱が佐渡守に任官してから、その子孫がみな佐渡を姓としていて、これも関東御家人である。安芸之助については、田結庄のところで触れる。大江氏は、長・沼田・佐渡などの関東御家人同志の間で、姻戚関係を形成している。

戸牧川水系地帯は城崎郷域であるが、ここでの城崎庄と小田井社領には関東御家人が送りこまれている。城崎庄は後鳥羽上皇の討幕の重要な経済源の一つであつた長講堂領の庄園であつたから当然、幕府が収公している。建治二年（一二七六）の記録で、その地頭とされる南部太郎次郎入道行蓮は、行蓮とも行願とも書かれ一定しない。南部氏はもとは甲斐源氏で、源頼朝の奥州征伐に従軍して功あり、そのまま陸奥守に任じて南部を姓とした豪族で、南部系図には行蓮（五郎三郎）の名が見え、奥州に土着した南部光行の子とも孫ともいわれる人である。小田井社領の地頭となつた新藤五郎三郎盛綱はどういう人か分からぬ。建武中興のとき小田井社領の地頭として名を見せてるのは梶原三郎入道行連という武士である。梶原は歴とした関東御家人で、その族の祖・梶原景時は源平の合戦期に播磨守護を勤め、瀬戸内水軍の統率者として現われていたが、後に鎌倉御家の有力者の排斥を受けて失脚している。梶原三郎入道行連が、どうした所縁で鎌倉時代の地頭・新藤氏と交



写87 『但馬太田文』中の小田井社領・城崎庄・新田庄の記事

代したものか、はつきりしない。

新田地区も長講堂領であったから、幕府は地頭に肥後三郎兵衛尉為重を送り込んでいる。大宰少貳の藤原為佐の一族と考証されている。この族は『吾妻鏡』では嘉禎年間（一二三五～三八）ごろから隨所に名前が記録されているが、肥後為重の名は検出されない。肥後為重は後になると、新田庄の約三分の一を強引に自己の所領に編入し、為重の死後、この所領は為重の娘で周防守に嫁している者と、やはり為重の娘で伊賀局というものと、甲斐入道為連の後家で尼となっている四憶が相続している。

大浜川流域地帯の五荘地区の森津・滝・新堂・岩熊・江野・伊賀谷の地域には、大浜庄が成立している。こここの地頭・河越太郎蔵人重氏は、その名前が『吾妻鏡』に見られない。恐らく、さきにふれた下賀陽郷上村の地頭となつた河越重資と同様、武藏国の御家人であつた河越太郎重頼の系を引くものであろう。

『但馬国太田文』によると田結郷の中に、氣比庄と田結庄が大きく成立し、国領としての田結郷は現在の城崎町付近に、わずか三町ぐらゐしか残っていない。田結庄の地頭の安芸左近蔵人重近といふのは朝来郡の物部上庄十六町の地頭として名を見せる左近蔵人と同一らしく、安芸氏は『吾妻鏡』の四十一・四十二・四十八巻に出でる安芸左近義人重親のことと推定される。この安芸氏は、もと安

芸守とか安芸介であつた人の子孫であろう。さきにふれた出石信成の次女の婿は安芸之助光直という人で、一見すると姓を欠いてゐるが、実は安芸が本姓ではなかつたろうか。だとすると、田結庄の地頭となつた安芸氏の同族と見てよい。

相搏保・得次保の所在は、わからない。相搏保の蛭河左衛門尉は源平の内乱期に一の谷で、但馬国司になつていた平經正を討ち取つた蛭河高家の子孫で、『吾妻鏡』に見える蛭河刑部蒸の一族であろう。蛭河氏は、武藏七党の一つ児玉党に有縁の族である。

得次保の西條十郎太郎は、西條を姓としているが、この姓は条里制に起因しているため各地に西條を姓とするものが多く、関東御家人といいつつも、その発祥地が分からぬ。『吾妻鏡』に出る西條守の同族かとも考えられている。

國御家人

承久の兵乱の前夜に京都から官兵の催告があつたとき、いち早く京都方に付いた但馬の武士が存続した反面、鎌倉への恩義から、これを拒否した武士もいた。また、戦局の結果を計りかねて去就に迷つた武士もいたことだろう。中には同族の間で分裂が起り、兄弟がそれぞれ京都方と鎌倉方とに分かれて参陣したものもいた。それには京都・鎌倉、いずれに勝利が傾こうとも、一族のいずれかの系譜が生き残れるようとの配意もあつた。

こうして、承久の兵乱を生き抜いた但馬の武士たちは御家人となつて、但馬守護の指揮下にくり込まれる。ところで、この但馬の武士たちの本貫はもともと国衙領や庄園の下級役人であつたし、国衙領や庄園は守護の指揮を排除していたから、守護の命令にのみ忠実に服従しているわけにはいかぬ立場の人たちであ

表22 国御家人配置表

郡	郷庄園名	面積	職名	国御家人名
氣多郡	狭沼郷	町 34	公文	八木九郎左衛門尉高貫
出石郡	大内庄	60	下司	香住孫太郎入道淨政
			公文	金覚
	安良別宮	28	下司	安良太郎安景、同次郎政景
	鉢山寺	6	国別当	南左太郎高春
城崎郡	寿永寺別宮	2	下司	安良太郎安景
	福田庄	22	下司兼 公文	宮井太郎兵衛尉盛長
				奈佐太郎高春
	樋爪庄	65	公文	宮井太郎兵衛尉盛長
				下鶴井庄
	下鶴井庄	26	田所	下鶴井三郎秋正
	樋爪国領	80	下司	奈佐太郎高春
			公文	宮井太郎兵衛尉盛長
	上三江庄	143	案主	八木五郎兵衛尉高秀

つた。それでも、守護の催促に従つて、京都警衛に出かけたりする武士も多かつた。但馬の、この連中たちは、関東で頼朝に忠誠を誓つて任命された東国御家人に対して、西国御家人と呼ばれる。中にも『但馬国太田文』では「御家人」と表現し、「但馬国御家人」とでもいうべき気持ちを示している。それで、このよくな但馬国の御家人を、仮に国御家人と呼んで見よう。

但馬の国御家人は、『但馬国太田文』からひろいあげて見ると四三名いる。全国的に見た場合、その数は実に微々たるものである。この四三人の中で地頭になつているのは十一人だけで、ほとんど大部分の者は從来のように庄園や国衙領の下司・公文・預所・案主な



写88 空から見た鉢山地区
島の丘陵のどこかに鉢山寺があり、
田地6町歩の寺領をもっていた

どの諸職を持つものばかりである。鎌倉幕府の保護を期待するよりは、むしろ中央の貴族や大社寺などの庄園領主と結びついて、その所領の保全を果たそうとしていたといえる。

国御家人の配置 このような但馬の国御家人のうち、豊岡市域に関するものは、前表の八人である。八木氏は、但馬の古代の大族である日下部の系譜をひくもので、養父郡の八木谷を本貫の地としている。『朝倉家譜』によると朝倉高清の次男・安高を始祖とし、但馬では城崎・養父・氣多・出石・七美・二方の六郡にわたって分布している。

八木の一族の中には八木重直のよう、宿南庄（八鹿町）の地頭となつた歴とした関東御家人もいるが、他はすべて国御家人で、豊岡市域に関する人としては、氣多郡狹沼郷（八条地区・上佐野）に公文・八木高貫、城崎郡と三江庄に案主・八木高秀の名が見える。安良氏は旧・神美地区安良に鎮座する石清水八幡宮の別宮・安良別宮の祀官家であると同時に、城崎郡に鎮座する石清水八幡宮の別宮・寿永寺別宮に關係している。

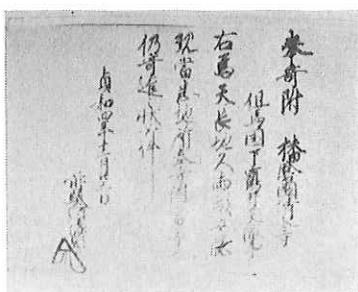
古代・中世のころ社寺の祭祀に關係している氏族は、その土地の開発と深い關係をもつ大族が多かつたから、安良氏も古くから長谷・安良あたりで有勢となつた者の族であろう。社家でありながら武士化していく、安良太郎安景・安良次郎政景の名前が見えるが兄弟らしい。安良安景が寿永寺別宮の下司となつていて、



写89 宮井太郎兵衛尉盛長が下司として管理して
いた浜坂町居組の伊含浦（浜坂町・段秀和氏・提供）

鉢山寺の別当となつてゐる南左太郎高春という名は、樋爪庄と樋爪国領の下司に奈佐太郎高春というものがいることを考へさせて見ると、「南」という字は「奈」の字を写し間違えたもののように思われる。

香住氏は『和名抄』に美含郡香住郷の記載があり、『加須美』と訓じてゐる。ここを本貫とする名族である。浜坂の『楞嚴寺文書』によると、宮井氏は奈佐地区の宮井より起つた土豪であろう。福田庄については下司兼公文、樋爪庄・樋爪国領についても公文の役を務めていた。樋爪は、現在の奈佐地域に当たる。樋爪国領の中には河会とか杭野保という地名が出てくる。河会・杭野という地名は、永暦二年（一一六一）の『大岡寺文書』の中にも出てくる。大岡寺の四周を表示する中に、東は杭野坂鳥居、南は河会坂の鳥居と記して、大岡山の登山道の入口を示しているのである。杭野坂鳥居は野坂道（八代の小河江道）の鳥居を、河会坂鳥居は清滝・頃垣道の鳥居を示しているのである。杭野・河会は八代川上流部に当たる地域だから宮井氏は、下流は五荘地区の福田耕地付近から奈佐川をさかのぼりつめ、猪の痴峠を越しきつた八代川上流部（日高町）にわたる地域の有力豪族だったわけである。さらに大庭庄（浜坂）の案主をつとめ、伊含浦の下司も務めている。伊含浦は現在の浜坂町の居組で『但馬国太田文』に出てくる唯一の港湾名である。宮井盛長が、この下司であることは、配下の伊含浦の漁人を掌握する立場に立つてゐる人



写90 下鶴井庄寄進状
(加東郡社町・清水寺蔵)

だということで、但馬水軍の組織者の一人である。宮井盛長は伊含浦に常駐していたのではなく、聖願なる人物が案主代として臨み、港湾のことを取り仕立てている。

山城の『徳祥寺文書』によると、元弘三年（一三三三）七月、中原国盛は八代庄（日高町）安養寺長老・義宗和尚に、二方郡大庭庄（浜坂町）の案主職を五代相伝の地だといい、開発領主・定念の譲状の写しをそえて寄進していることから、宮井盛長は定念と国盛との中間に位置する人だったと推定されている。

奈佐氏は、奈佐郷を本貫とする氏族であろう。宮井氏が関係している樋爪庄や樋爪国領の下司として、その名を見せるから宮井氏より優勢な族のようである。但馬の古代の大族・日下部の系につらなるといい、『日下部系図』では日下部氏の始祖・表米親王の三男を奈佐氏の祖としている。また、奈佐太郎高春というのは朝倉高清の嫡子のことである。高清が関東に召し出されたとき同族・奈佐太郎春高の養子として送り万、高清が鎌倉で処断されるようなことがあった場合でも、その血筋だけは残しておこうという配慮によつたものという。奈佐氏は室町・戦国期にわたって、なお大族として著しい活躍をする。

下鶴井氏は、下鶴井庄を本貫とする武士であろう。田鶴野地区の下鶴井から、赤石・結・戸島・梁々浦・飯谷・畠上・三原の円山川右岸部あたりが下鶴井庄の庄域と考えられている。ここは、但馬守護・太田氏の守護領で、太田政頼が公文として臨んでいた土地であったから、太田の一族が住みつき地名を採つて姓としていた

かも知れない。そうなれば国御家人でなく、関東御家人と見るべき人かも知れない。

第四節 守護領と氣比庄

太田昌明 严密な意味では関東御家人ではないので、関東下り衆とか東国御家人とは言い得ないが、源平の内乱や承久の変を踏み台として、但馬の守護職を手に入れた人物が太田昌明である。

太田昌明の出身は、不明である。後世の系譜では小野氏の流れだといつてはいるが、確実な資料によれば前身は比叡山の荒法師と伝えるだけだった。それが、源平内乱期に源義経の叔父の源行家を討った功により、摂津の葉室庄と但馬の太田庄を与えられている。与えられたというものの、地頭職を手に入れたものやら、公文職を得たものやはつきりしない。太田昌明の行動は、源頼朝の指令で動いたというより、北条氏と深い関わりを持つていて、北条氏の家来といいうような立場を取ることが多かった。そこに、承久の変の前夜といいう時期に、京都から後鳥羽上皇の使者が太田昌明のもとに来て、京都方に味方するようになると頼んだという。昌明は敢然と鎌倉方北条氏につく旨を告げて拒絕したのみか、このような勧誘を受けることが第一、腹に据えかねるところだと院使五名を斬つて捨てている。

この行為は、承久の合戦がまだ始まつていない時期に反京都勢力を明白に宣明したものと鎌倉、分けても北条政子から高く評価され、承久の合戦の時期には但馬の宮方の武士の一斉攻撃を受けて山林に身を潜めていたにもかかわらず乱後、その行為によって但馬の守護となつた。と同時に、但馬のあちこちの地頭職を手に入れ

表23 市域内の太田氏所領表

職名	人 名	領 有 形 態	所 領 名	面 (町・反・歩)
				積
太田政頼	太田政員	庄 領	下鶴井庄	26.11.00
			氣比庄氣比村	34.32.50
			氣比庄立野村	11.20.50
	太田政光		氣比庄本庄村	6.40.00

ている。このようにして太田氏や、その一族が手に入れた守護領というのは、但馬で約十三ヶ所の地に及び、その中で守護・太田政頼の所領は全但馬の面積に対して二・五セント、一族の所領を合わせると七セントという形になつていて。一般に守護領は一国の総面積に対して約三割というから、この意味では但馬の守護領は案外と低いものである。この守護領の中、豊岡市域に成立しているのが上表の四ヶ所である。下鶴井庄というのは、すでに触れたとおりで、氣比庄とは港地区の氣比・田結・小島・瀬戸・津居山に城崎町域の湯島・桃島も合わせた地域であるから、但馬守護・太田政頼と一族で分有している地域というのは、円山川本流の最下流部の西岸部にわたっている。

もう一つの神戸大学の高尾一彦教授の新説では、『太田文』に出てくる「出石三郎信政」を太田一族ではないか、としている。太田政頼が調進した

『但馬国太田文』の末尾の署名が「大江」となつていてことから、太田氏の本姓は大江であつたと、疑問を投げかけた（『兵庫県史2』）。『太田文』から判明する太田氏の系統には、守護家の政綱—政頼と、信政—行願の二系があり、出石信政が所領を分割した娘の本姓は「大江」とある。出石信政は、すなわち大江信政で行願の父ということになる。

とすれば、信政家の所領は娘に分割した安美（穴見）郷も入れて二〇〇町に近く、守護家と合わせて太田一族で四〇〇町を越え、全但馬の一割方は握っていたわけである。

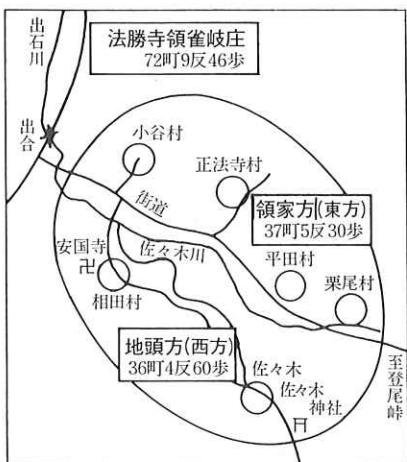


図54 雀岐庄和与中分図（『日高町史』資料編）

さらに最近、佐賀大学の太田順三助教授は、高尾教授の提起を新史料によつて次のように敷衍^{ふえん}している。「この大江氏とは一体だれであるのか。『太田文』の出石郡安美郷の注記に「地頭大江氏出石三郎信政嫡女」ある出石信政をあてたい。出石信政は但馬一宮である出石神社の祭祀に関与する土着の豪族で、安美郷の地頭職配分状況をみても長長連・治田頼西・佐渡禪海などの但馬の土着の伝統的な豪族層と子女を通じた縁戚關係を結び、出石郡一帯に一大勢力を扶植する伝統的な但馬生え抜きの豪族であつたわけだ。

承久の乱の勲功の賞として守護職に新任した法橋昌明がその功によつて出石郡太田庄を賜わり代々、太田氏を称したという守護・太田氏もまた大江氏を称する出石信政と縁故関係を結ぶことで政治力を発揮し得たものと思われる。『太田文』にみえる法勝寺領出石郡雀岐庄の場合をみると、七二一町九反余の本家職は法勝寺とあり、「但し中分地」とある。東方は領家分で尾張家（坊門三位家）が有し三七町五反余、西方は地頭分で太田左衛門三郎入道如道が有して三六町四反余と、ほぼ均分に下地分轄されている。これは文永一〇年（一二七三）、即ち文永の役の翌年の十一月十四日、和与中分状が取り交わされ、同年十一月十六日付を以つて和与裁許状が幕府から出されている（『雀岐庄具書案』）。それには「法勝寺領但馬国雀岐庄（領家坊門三位入道預所通貢与地頭太田左衛門三郎政継和与中分事」とみえるが、中分状の署判は「地頭大江政継判」とある。大江政継は守護・

太田政頼の兄弟、もしくは一族であり、後に入道して如道と号したと思われ、大江氏を俗称していると考えてよからう」(『鎌倉遺文』月報18)。

鎌倉期の但馬守護・太田氏の世系の研究は新たな段階を迎えるとしている。

但馬水軍 気比の地域で有勢であったのは、氣比權守・道広だつた。源平の内乱期に平家の侍大将・越中次郎兵衛盛継を召し取つたとされる地方豪族である。「權守」というような公の官職に紛らうような呼び方をされている在地の有力者で、恐らく氣比から津居山、円山川と奈佐川の合流点付近にも及ぶ地域にわたつて実権を握つて、一たび指令を発すると円山川水域と海岸部の人たちを動かして水軍の編成の可能性を持つ立場の人だつたろう。この但馬水軍というべきものは、また国衙の船所というものの構成の主体部であつたのかも知れない。それだけに、氣比權守・道広は源平の内乱期には源氏方に従つた行動をとり、寿永の内乱後は国衙の官僚機構の一員という立場にあつたのではなかろうか。かくて、承久の兵乱のときは国衙機構にながるためには京都方に味方して、公の所領を失い、代わつて太田の守護領となつたものではあるまいか。承久の変のあと暫くして、鎌倉幕府は當時、アジア・ヨーロッパ両大陸にまたがる大国の元の國の海寇に脅えなければならなかつた。海岸防備のためには当時、幕府が直接の指揮権をもつていたが、この但馬では氣比から浜坂に至る海岸部の大部分に守護領が形成されていることは、但馬守護に但馬水軍の指揮権を委譲したものと見ていいだろう。それは太田氏が、氣比權守のような人物によつて形成されていた水軍の組織力を継承していることを示している。

氣比水上庄 氣比水上庄のことは『但馬国太田文』には、全く記載されていない。ここのもとの領家は、比丘尼觀如であった。それが、土御門院の皇子で天台座主となつた養子の綾小路の無品・尊守親王に譲与され、寛喜三年（一一三一）四月に後堀河天皇の宣旨によつて門跡領となつた五ヶ所の庄園の一つとして現われている。

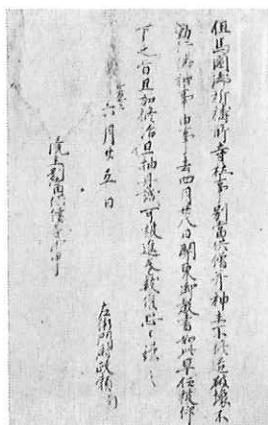
その位置を明示することは、むずかしい。しかし、この庄域には西光寺・白山社・新羅宮などの諸社寺の名が見える。田結の西光寺は現在は、海辺に近い集落内にあるが、その昔は村奥の山中についた寺である。

白山社は、現在でも氣比の裏山に白山神社として祀られている。城崎町の飯谷の韓國神社^{からくに}は明治になつて定められたものであり、江戸時代までは物部神社とも宸且国大明神とも呼ばれており、新羅ノ宮に比定してよさそうなお宮である。

そうすれば、氣比水上庄は、どうやら氣比庄と交雜しながら現在の氣比・田結・飯谷付近に存在していた庄園と思われる。

写91 但馬國守護・太田左衛門尉政頼が進美寺宛てに送った「寺社を修覆せよ」と異國降伏を祈禱せよ」との鎌倉幕府からの指令伝達書状（日高町・進美寺蔵）

さて、氣比庄の地頭として臨んだ但馬守護・太田政頼は、この氣比水上庄の地頭でもあった。太田政頼は、この庄園の領有権を強引に手に入れようとして、事によせては非法を行ない、これを既得権化しようとした。これに対して、水上庄の庄園領主は激しく抵抗し、雜掌・行如との間に紛争が発生したが





写92 高城跡から望んだ気比水上庄域と推定される地域（集落は気比地区）

月に幕府はこれに対しつぎのように対決を下した。

一、正吉名の事（裁決）弘安五年の和与状によつて、恒重・為延・正吉の三ヶ所の下地は公平に領家と地頭とで沙汰するように定め、恒重・為延の二ヶ所は完全に協定事項が厳守されているにもかかわらず、正吉名に限つては政頼が押妨しているという行如の申し立てを支持して、政頼から正吉名の知行分を取り上げる。（理由）政頼は、正吉名は争うまでもなく、政頼の父・政綱が正吉名の本名主・為員についての安堵状もすでに得ているから、和与状の対象に取り上げる土地ではないというが、政綱は弘安四年（一二八一）にすでに死んでいる。正吉名についての和与が行なわれたのは、翌年の弘安五年（一二八二）である。だから当然、この

弘安五年（一二八二）二月、かねてから争つていた両者の、庄園に対する既得権の実否について和談が成立し、和与状が出された。これに対して同年七月、鎌倉幕府は下知状を出して認証していた。その内容は不明だが、主旨としては名田を領家と地頭方で折半支配することであったようだが、いくつかの共同支配の土地を手に入れようと、地頭の太田政頼が数々の非法を行なつたというので、もめ事が再発した。争点は共同支配地である正吉名という田畠や、重領名という田地、また公事を免除され年貢だけを拠出する一色畠という小作畠や、河海の漁獲、西光寺畠・沓縫名という田地、白山社や新羅ノ宮に関してであったが、永仁元年（一二九三）九

ことは和与状に記載されねばならぬが、この件は一行も書いてないし、関係書類である譲状や幕府の下知状を政頼が所持していない。また、もし正吉名が一円にわたって地頭の沙汰権のおよぶところだったら、なぜ改めて負債の代物としてこれを没収する必要があるのか。当然、和与状・下知状のなかには正吉名のことが記載されているはずだったのに、それが見当たらぬ。証拠不十分である。

一、重領名田の事—(裁決) 現状のまま、政頼の権利を認める。(理由) 重領名田に名別に一人の百姓を置き年貢や課役の沙汰をさせるが、もし百姓がこれを実行せず、かえつて不法行為を募るときは雑掌・行如の申し出に従つて、そのものを改補するようにと和与状に定めてある。

ところが地頭は不法行為のあるなしにかかわらず、一方的に百姓の処置を定めてしまつて困惑していると行如が申し出ているが、政頼の方には一向に雑掌・行如から不法の輩について人名報告が行なわれていない。これでは政頼も不法百姓について知りようもなく、地頭が一存で処分してもやむを得ない。

一、一色田畠の事—(裁決) 但馬の例をよく調べて処置せよ。(理由) 和与状は、水上庄の一色田地はすべて領主の所有と記している。これは幕府でも裁可済である。行如の不服申し立ての要点は、政頼の代官・右近入道好忍が一色畠の四至の境の杭打ちをするときは、一色田に準じて決定するべきだというにある。一色田と一色畠と混淆することは妨げぬことであるし、政頼は水上庄では畠はすべて領主と地主が相ともに沙汰すべきものと和与状で承認されていることから、個別に精査して但馬の他所の例を参照して処置せよ。

一、河海漁の事—(裁決) 領主・地頭それ半分ずつ沙汰せよ。(理由) 漁業の得分は、領主と地頭が折半するよう幕府の下知がある。先年の争いは解決しているはずであるし、地頭がいまさら一人占めする権利はない。

い。

一、西光寺畠・沓縫名・白山社・新羅ノ宮の事（裁決）すべて領家側に権利がある。（理由）惣神主・惣講師職・神田・講田は、先例のとおり領主が沙汰すべきであるが、地頭の寄進分は地頭の権利を認めてよい。畠は、すべて領家の寄進分であることは明白であるのに、地頭が押妨を行ない、畠は領主・地頭がともに沙汰すべきであると政頼が申し立てている。しかし、領家の寄進であることには異論を申し出でていない。

一、清水寺畠の事（裁決）領家の権利を認める。（理由）行如は領家分だといい、政頼は地頭知行の由緒ある地というが、政頼は証拠を提出していない。

これが、争論の裁決である。地頭・太田政頼が、あらゆる機会をつかんで庄園中の権利を奪いとろうとしているのがわかる。先に太田昌明が雀岐庄の下地中分権を手に入れているが、領家と地頭に半分ずつ沙汰させようといった裁決に至っては、まさに下地中分権を得たことに他ならない。

氣比庄は但馬水軍の基地でもあり、太田氏の守護領の中でも重要な拠点であって、太田政頼が氣比水上庄の所領化を計ったのも当然で、このようにして守護領が形成されていったのである。

貞和五年（一二三四九）に比丘尼・法覚は氣比水上庄の領主職を播磨国清水寺に寄進したが、このときには政頼を継いだ但馬守護・太田守延も元弘三年（一二三三三）、すでに京都で戦死した後であった。法覚の寄進は、南北朝紛乱の開始に当たって太田氏に代わった武士の違乱を、わずらわしく思つてのことであろうか。

第五節 郷域の変遷と庄園

すでに城崎郡の郡域の項で触れたように、奈良時代には行政区割の最末端単位として郷が成立していく。豊岡市域には城崎郡の五郷と氣多郡の二郷、出石郡の一郷、合計八郷が存在していた。

この郷は、中世になると公的単位としての性格を失ってしまう。『但馬国太田文』によると、『和名抄』記載と全く同じ郷名というものは、氣多郡狭沼郷・出石郡安美郷・城崎郡田結郷の三郷だけとなっている。郷が成立してから五〇〇年の経過の中にこのように大変化があり、多くの郷名は忘れ去られている。

その大きな原因は、庄園という新しい政治経済圏が国家の土地の中に成立してきたことである。庄園とは、國家負担を免れようとして、農民が中央の貴族や大きな社寺に寄進したり、貴族や大社寺が農民を自ら駆使して開発した土地のことである。このような私的所有地は、国家の警察権を排除したり、徵稅権を否定していた。庄園が国家の行政区の中にいくつも認められてくるので、地方行政の最末端単位である郷に大きな変化が起きる。ある場合には一郷全域が庄園化してしまい、郷名が消えて庄園名がこれに代わる場合さえあつた。もともと律令国家というのは中央集権がたてまえであつたから、郡司が強大な権力や財力を持つことを嫌っていたので、郡司の職能を骨抜きにしようとした結果、郡司による一郡支配がだんだん行なわれ難くなる。ひいては、末端行政単位である「郷」の消滅に拍車をかけることになる。

ところが、やがて国衙領の中に自然発生的に、再び、「郷」が出現する。これは五〇戸を一郷とした制度的

な「郷」ではなくて、自然発生的に地縁的・地域的な共通性が中核となつたものである。

こうして郡の中に異質的な庄園が成立したり、郷そのものが変質したり、郡司が弱体化して来ると、政府は徴税事務を郡司に期待することができなくなり、その他の行政行為も停滞する。そこで、目をつけたのがこの新しくできかかって来た地域集団である郷である。これを徴税の単位として、新たに「郷司」を任命する。この郷は、さきに奈良時代に設定された郷とは呼び名は一致しても、内容的には全く異なつたものである。今までの郷は郡司の下に位置し、但馬国司と直接に結びつかなかつたが、この新しく登場した「郷」は郡を経由することなく直接、国衙の支配に入る単位となつてくる。郷司の職能は、現在の小字をいくつか合わせたぐらいの大きさの地域を効果的に把握するようになる。『但馬国太田文』によると、下賀陽郷の中に「郷司佃・七反」という記載が見られるのも、このような新しく発生した地縁的「郷」の行政を取りしきる立場に立つた人の直営地のこと是指しているのである。

一方、郡司は、国家が郡司体制の弱体化を強化したあおりを食つて、その権威の及ぶ範囲は新しい郷司が持つ勢力圏とほとんど変わりない状態となり、郡司と郷司は呼び方が異なりこそすれ、その職能は全く同じものとなつてくる。それどころか、新しい郷が国衙の徴税単位とされるような状勢下になると、これを支配する郷司に地方の有力農民を取り立てて、これとの政治的妥協を計りつつ行なう場合と、但馬国府の役人を直接に任命して一地域の権力的行政を推進させる場合とがあつた。豊岡市域のどのような人が、この郷司に任命されたか史料の上で明記がないが、先に取り上げた氣比權守・道広のような人物は、この郷司に推されていたと考えてもよい有力者であり、氣比の海岸部にあって、名づけて水軍とも呼びたい漁業集団を統制する立場の人で

あつたろう。「権守」という政府の官位にまぎらわしい呼び方も、そうした自負をもとに敢えて自称し反面、集団下の農民や漁民にも、この呼称を強制させていたものであろうか。

郷域の変遷

『但馬国太田文』に、八代郷の田積は十九町二反で狭沼郷の田積は三四町二反だと記している。兩者を合計すると、五三町四反になる。八代庄の田積五三町八反からすると、初め狭沼郷といふのは一〇七町の大きな田積であったのだが、その中に八代庄という庄園が成立して、狭沼郷の田積の半分を食い込んでしまって、残った半分の狭沼郷の中から三分の一の田積に当たる八代郷が成立しているわけである。奈良時代に設定された狭沼郷は、このように分割をくりかえして、もとの田積の三分の一に縮少している。

『但馬国太田文』に下賀陽郷と上賀陽庄の記載がある。これは、賀陽郷の中に庄園が成立したため、地形に応じて上・下の区別がつけられたものようだが、これも現在の大字に比定することは困難である。上賀陽庄十七町はさらに南と北に二分して、二人の地頭が入り込んでいる。

下賀陽郷については現存の『但馬国太田文』の記載に大きな筆写の間違いがあるらしく、ある筆写本では気多郡の下賀陽郷の項にかけて記入されている条項がもれて、他の筆写本では出石郡の項に所収されているし、わずかに田積五九町歩と記録されているに過ぎないようなこともある。下賀陽郷と上賀陽庄の田積を合わせると七六町七反余となるが、これがもとの賀陽郷の全部というには、余りに少なすぎる面積と思える。筆写本に脱落部分があるからだろうか。

安美郷の郷域には、神社領として石清水八幡宮領安良別宮一八町歩余・熊野本宮領鉢山寺六町余・法金剛院領の大内庄六〇町が成立し、残った安美郷は七六町ということになっている。大内庄六〇町の中には、定田と

いって年貢課役の対象となる田地が五三町歩存在しているが、大内庄の下司の香住淨阿の報告によると、この定田は五三町歩ではなくて九〇町歩であり、その他に新田が二〇町歩あるという。淨阿が開発した奥野村の新田三〇町歩も存在していたが、これは預所の佐渡禪海のために取り上げられてしまったというから、これらの分を総計してみると大内庄の田積は六〇町歩でなく、一四九町歩になるのではないかと報告している。

『但馬国太田文』には城崎郷の地積の記載がないから、城崎郷は一郷が庄園化したものとのようである。その内訳は、小田井社三一町歩と城崎庄七四町歩である。しかし、城崎庄のこの地積も『但馬国太田文』注進の弘安八年（一二八五）の数字ではなく、一〇年前の建治二年（一二七六）のものである。

新田郷も一郷がすべて庄園化し、新田庄となっている。この庄園の田積は一応、一六四町歩ということになつてゐるが、その中の明細を合算して見ると約一八八町歩になる。

さて、新田庄の地頭職を手に入れて関東から下つて来た肥後為重や甲斐入道為連は、しばしば年貢を押領したり、田畠・山林などの支配権を実質的に取り込んで領家とのいざこざが絶えなかつたものらしい。領家の方では、あまりのわざらしさに手を焼いて、新田庄の土地そのものを分割しようと譲歩し以後、おたがいに干渉や侵犯をしないとの約束を取り決めたものらしく、領家方は一〇四町を所有し、地頭方は五九町を所有している。地頭方は手に入れたこの五九町を三分割し、二四町は肥後為重の娘で周防守の妻となつているものが受け、十七町ずつを甲斐為連の末亡人と肥後為重の娘の伊賀局とが受けている。また、伊藤三郎左衛門入道といふ、恐らく関東御家人と思われる人物が新田庄の公文職に鎌倉幕府から任命されていて、二四町を手に入れている。新田庄の名は、その後の康正二年（一四五六）の『造内裏段錢引付記録』の中に見える。



写93 横爪庄といわれていた奈佐谷（中央は大岡山）

横爪^{ひづめ}という字はヒノソとも読み、また簾磯^{ひのそ}という地名が城崎町の来日山の下にあることから、横爪の地は来日山の山麓地帯のように考えられているが、これは誤りである。奈佐川と、その支流の船谷川一帯の地域を示す言葉で、往古の奈佐郷の地である。ここは横爪庄六九町と、国衙領として横爪国領八〇町に分割されている。三江郷も、一郷が庄園化している。上三江庄は一四三町、下三江庄は五四町の田積である。下三江庄は当時、鎌田庄とも称したというから、鎌田を中心とした地帯が、それに当たるだろう。

田結郷は大きな郷域で、円山川右岸部では下鶴井・赤石あたりから氣比の海岸まで、左岸部では奈佐川の支流大浜川流域あたりから津居山の海岸にわたっている。ここに下鶴井庄二六町・氣比庄五一町・田結庄八〇町が成立し、旧來の田結郷はわずかに三町しか残されていない。承久の兵乱の直後、関東武士が臨時兵糧米の徵発について田結庄に亂妨したことは、すでに触れておいた。また田結庄の名前も、康正二年（一二五六）の段錢引付の記録に見られる。

保と村

郷の中に庄園が成立する過程に応じて、次表のよう^に郷や庄園の中に「村」の名前が見え、また、国衙領の中に「保」の名前が散見されるようになる。

「保」というのは、平安末期ごろより現われ始めた言葉で、地方行政単位のように使用されているが、なぜ郷の中に「保」が発生したの

表24 市域内に見られた「保」と「村」

郡	郷・庄	村	保	
氣多	下賀陽郷	上村		
		下村		
	大内庄	奥野村		
		氣比村		
		上山村		
出石	氣比庄	立野村		
		本庄村		
城崎		(?)	相搏保	
			得次保	
			杭野保	
		樋爪国領		

ようと国衙におもねる。したがって、保はもともと国衙の中に設定されたのかも知れない。ひとたび保が成立すると、開発領主の中には税金負担や国衙権力の介入をいやがつて、これを庄園化しようと/orする者も出てくる。国衙の側からは折角、開発を助成してやっているのに、これが庄園化するようでは、またまた課税地を失うことになるので、なかなか手放すことを許さないでいる。樋爪国領の中に杭野保が残ったのは、この例であろう。他方、保が独立的な立場にあるのが、相搏保と得次保であるが、やがては庄園化へと進むことになる。得次保十四町歩の中、課税対象地である定田は九町歩で、相搏保の三九町歩の内訳は人給七反・地頭給三〇町に対して、定田も三五町といふから、合計すれば六六町といふことは、どこかに誤写があるのかも知れない。

「村」というのは群むれというような集団を意味する自然村落のことではない。むしろ、畠地とか屋敷まわりの荒地地域を意味する言葉であつて、開発がすすみ、新田化した所が村となつてゐる。大内庄は公文・全覚の報

かは分からぬ。郷の中に庄園が成立すると、それだけ国家にとつては徵税の対象地が減少することになる。このころの但馬国司は徵税請負人に化していて、取れるだけの税金は何とかして徵収しようとした。目をつけたのが「保」で、「保」には未開の荒野が含まれ、それを開発しようと/orするものが在地の領主だった。但馬国司にとつては開墾地が増加すれば、それだけ稅収があふるので、進んで在地領主の土地開発計画を許可するし、在地領主は開発の便宜を得

告によると六〇町歩だが、下司・香住孫太郎入道淨阿の報告に見ると九〇町歩となつてゐる。そのほか新田二〇町があり、淨阿が開発した奥野村新田三〇町を合わせると一四〇町で、田積は全覚の報告の二倍強となる。ここに下司開発の奥野村新田と記していることから知られるように、奥野村は穴見川の最上流部の谷間を切り拓いた土地だったのである。これは後に、預所の佐渡入道禪海が、出石氏の所縁を背景に力ずくで取り上げてしまふ。だから「保」が国衙の行政指導によつて開発された形勢が濃厚であつたのに對して、「村」は個人が自分の居宅を中心として、まわりの荒蕪地を水田化していくもので、もともと私的な性格が濃厚なものといえよう。氣比庄の中には立野村があるが、これは新田郷の中にある立野とは別のものであり、本庄村といふのは、その名のとおり氣比庄の中でも、もつとも中心的な地域の中が開発されていることを示してゐる。

これらの保や村には下司・公文などの下級役人がいたことであろうが、『但馬国太田文』に見る限りでは、すべて地頭が代わつてゐる。恐らく、承久の乱後の幕府の措置によるものであろう。

但馬の庄園の多くは、皇室領である。 豊岡市域に関しては案外と皇室領が少なくて、後白河法皇の持仏堂長講堂の所領として城崎庄と新田庄があるだけである。しかし、これは皇室財産の中核をなす重要なもので、後鳥羽上皇の討幕挙兵の重要な資金源であったことは、すでに触れた。また皇室が建立した御願寺、いわゆる「六勝寺領」の中で、下鶴井庄は白河天皇建立の法勝寺領である。神美地区の大内庄は鳥羽天皇の皇后・待賢門院の法金剛寺領である。

藤原氏の所領では、藤原氏にとって最も大きな所領である殿下渡領がある。渡領といふのは藤原氏の長者ののみが代々相続してゆく所領のことと、藤原氏の長者ともなる人物は、また摂政・関白という行政上の最高位に

表25 長講堂の所領よりの月別注文表（但馬国内分のみ）

月		菟東小代庄	朝来新田庄	久斗大庭庄	木前庄	善住寺
1月	元三雜事	御簾 2間 御座 2枚 殿上紫量 2枚 侍所垂布 1反 砂 6両	御簾 5間 御座 3枚 砂 6両	御簾 2間 量 12枚	御簾 3間 御座 4枚 砂 3両	(御簾 2間)
	廻御菜		8日			
	正月料				牛飼衣服 上絹 2疋 綿 20両 6丈布 2反	
2月	廻御菜		8日			
	春彼岸			布施 5反 砂 5両		
3月	御八講	砂 5両			砂 5両	
	兵士			2人	砂 2両	
	廻御菜		8日			
	廻御菜		8日			
4月	4月料	御更衣量 1枚			2人	
	兵士					
	廻御菜		8日			
	廻御菜		8日			
5月	門兵士	3人 楊梅面門30日		2人		
6月	7月料	月充仕丁 1人	8日			
7月	廻御菜		8日			
8月	8月料	彼岸御布施布 5反				
	廻御菜		8日			
9月	秋彼岸			御布施布 5反		
	9月料	次雜仕装束 1具				
	兵士			2人		
	廻御菜		8日			
10月	10月料		御更衣量 4枚		御更衣量 3枚	
	門兵士			3人 油小路面30日		
	廻御菜		8日			
11月	11月料			御牛 3頭用途能米 7石2斗		
	門兵士				4足門 中旬内 5日	
	廻御菜		8日			
12月	召使給物			上絹 2疋		
臨時役	移花	(20枚)		(20枚)	(10枚)	
閏月のみ			4足門 3人 4足北門 3人			

(カッコは不勤仕分)

任せられる人ばかりだった。摂政・関白の敬称が殿下であることから、この藤原氏の長者が各代、継承していく所領を殿下渡領といつてはいるが、その内容は氏院（勤堂院）領三四・法成寺と同末寺領四五・南北院領三四・平等院と同末寺領三〇、合計一四〇ヶ所の他、直轄領六ヶ所に及ぶ巨大なものであった。

その中の平等院領の一つが、樋爪庄であった。その他の貴族社寺の所領は、石清水八幡宮領として安良別宮・寿永寺別宮・大石別宮、松尾大社領の下三江庄・熊野神社領の福田庄・比叡山無動寺領の小田井社・妙音院領の大浜庄・白川千体阿弥陀領の氣比庄がある。上三江庄と田結庄の領家は分からぬ。

他方、庄園内の農民は、どのような負担を負っていたことだろうか。長講堂の領地の場合は建久二年（一一九一）十月、前表のように所領注文がつくられていて、各所領についての一年間の寺用・経費割の割りと額が分明する。この中の毎月八日の「廻御菜」^{まわらひ}というのは、長講堂での月別の食事のおかずの搬入日を、朝来新田庄では八日と指定していることを示している。毎月八日におかずとなる農産物を必ず届けるためには、朝来新田庄の農民は但馬を三日ぐらい前に出発しなければならなかつただろし、出発に先立つて粗そうのないように農産品を調達しておかなければならなかつた。さらに長講堂に届けておいて、帰つてくるのに三日の日が消えてしまう。それも、何人かの庄民が同行したことだろう。庄民にとつては回り持ちに当番があたるにしても、なかなか割りに合わぬ仕事であつた。

正月の「元三雜事」とは、元旦から三日までの年始に当たつて簾・御座・垂布を調製し、修法壇に敷く砂を供出する。両は令制の量目の単位で、きび百粒の重さを一鉢（一・六七グラム）とし、二四鉢が一両になる。二両の砂は量からいえば大したものではないが、全所領に割り当てて混ぜ合わせたものを修法壇に敷くことに、長



移花^{うつしはな}とは、臨時課役のことである。

写94 六條御所長講堂（京都市下京区）

（京都市・柴田潔氏・提供）

講堂全所領の精神的連帯感をかき起させたものである。

月充仕丁は月ぎめの雑役夫、門兵は長講堂の築地の門番のことである。長講堂には六条面門・楊梅面門・油小路西門・西洞院北門の四門と、内側に四足門の一〇門があつて、門兵に三人ずつが徵発された。

彼岸は旧暦の二月と八月で、彼岸会の御布施用布が割り当てられた。更衣は四月一日と十月一日に行なわれる行事で、季節の服に着がえる。四月一日以降はゴザ、十月一日以降は畳に敷きかえられる。

御牛三頭用途能米七石二斗は牛車用の牛の飼育費用で、一ヶ月七石二斗だから牛一頭あたり一日に八升である。木前庄だけが、長講堂領九〇ヶ所中で牛飼いの衣服を負担した。